

鶴岡市農業委員会第28回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和8年3月17日(火) 午後1時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出席 農業委員	1番 金野 匡良 2番 菅原 仁 3番 伊藤 由紀子 4番 鈴木 聡 5番 野村 恵 6番 工藤 久子 8番 渡部 修 9番 丸山 伸一 10番 石井 光明
出席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 井上 克浩 3番 石川 守 4番 齋藤 功 5番 齋藤 万里子 6番 齋藤 和博 7番 新館 登 8番 齋藤 政伸 9番 菅原 輝康 10番 河井 健次 11番 富樫 初 12番 黒井 涼子 13番 若生 正人 14番 清野 吉喜 15番 齋藤 智
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	7番 小林 博 委員
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 羽黒分室冠専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 : 3 0
議 長	本日の欠席届は7番 小林 博 委員より出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第28回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、1番 金野 匡良 委員、2番 菅原 仁 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 利用状況調査に係る非農地の判断について 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第5号 利用状況調査に係る非農地の判断について≫
	(説 明) ≪報告第6号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	こちらは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。6番 工藤 久子 委員。
6 番委員	6番 工藤です。藤 58～64 は、いずれも基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えたため、契約の再設定を行うものです。現在まで耕作していたこともあり、農地は適正に管理されており、水稻を中心に作付けする予定です。耕作者においても、作業経験等に問題なく、今後も効率的に耕作が可能だと判断しました。 藤 65 は、借人の変更のため、新しく契約を行うものです。水稻を作付けする予定で、借人の農作業歴は20年ほどになります。 藤 66 は、経営移譲のため親族間での使用貸借契約を行うものです。水稻・自家野菜を作付けする予定です。 いずれの案件も、3月11日に実施した現地調査の結果、適正に管理されており、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可相当と判断いたしました。以上です。
議 長	13番 若生 正人 推進委員。

13 番推進委員	推進委員 13 番 若生です。朝 40～53 について、3 月 11 日に私と事務局職員で、現地調査を実施しましたので報告します。 3 条での新規契約ではありますが、いずれの契約も集積計画の期間満了に伴う再設定です。再設定のため、現在も農地は管理されておりますが、対価等の契約内容については、見直しをかけています。契約筆は、水稻を中心に現在の作物等で引き続き耕作管理となります。耕作者においても作業歴等、特に問題なしと判断しております。 いずれの案件においても、今後効率的に耕作に取り組めると判断し、また農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。
議 長	11 番 富樫 初 推進委員。
11 番推進委員	推進委員 11 番 富樫です。2 月 27 日に鈴木委員と事務局 2 名で、積雪のため航空写真等により、現地調査を実施しましたので報告します。 櫛 50 は、渡人の農地処分のため所有権移転を行なうもので、田については中間管理事業で売買を行い、集落内の畑については 3 条で所有権移転を行なうものです。受人は農作業歴 12 年の地域農業の担い手として位置付けられている若手認定農業者で、水稻をはじめ花やキュウリ等を作付けしております。申請地では自家野菜を作付けする予定です。 櫛 51 は、賃貸借契約の期間満了に伴い、売買による所有権移転を行なうものです。受人は農作業歴 13 年で必要な農機具を所有しており、申請地ではこれまで水稻を作付けし適切に管理しています。今後も引き続き水稻作付けの予定です。 櫛 52 は、賃貸借契約の期間満了に伴い、再設定を行なうものです。借人の法人の構成員は、農作業歴 29 年で水稻や小麦を作付けしており、申請地では水稻作付けの予定です。 櫛 53 は、三川町の法人と賃貸借契約を結んでいた農地について、櫛引地域の法人に借人変更するものです。借人の法人の構成員は農作業歴 40 年で、水稻や野菜、りんごをはじめとする果樹多品目を作付けしております。申請地では水稻作付けの予定です。 櫛 54 は、貸人の労力不足のため、同じ集落の若手認定農業者と賃貸借契約を行うものです。借人は櫛 50 と同じ方です。申請地では水稻作付けの予定です。 櫛 55 は、借人がもともと借りている農地と隣接する圃場を合わせて耕作するため、賃貸借契約を行なうものです。借人は農作業歴 30 年で、必要な農機具を所有しており、水稻や庄内柿を作付けしております。申請地では水稻を作付けする予定です。 櫛 56 は、認定新規就農者となった借人に、夫婦間で使用貸借契約を行うものです。借人はコケ栽培に加え、申請地で今後多肉植物栽培を行う予定で、必要な機材を揃えており、経営規模拡大に計画的に取り組んでいます。 櫛 57 は、貸人からのあっせん相談があった柿の樹園地について、隣接する樹園地の所有者に声をかけたところ、2 つの園地を一体的に利用することになり、使用貸借契約を行うものです。借人は農作業歴 20 年の認定農業者で、ブドウや庄内柿等の果樹栽培を行っています。必要な農機具を所有しており、いずれの園地も適切に管理されております。 以上すべての案件において、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことを報告いたします。
議 長	2 番 菅原 仁 委員。

2 番 委 員	2 番 菅原です。3 月 10 日に金野委員と私と事務局 2 名で、現地積雪のため、航空写真で確認を行いました。 羽 39 は、受人が農地を購入するものです。現地ですが、田としてきれいに管理されています。受人は農作業歴 6 年で、主に畑・樹園地で農業をしていましたが、一昨年から田んぼ耕作を始めました。経営農地もきれいに管理されています。 羽 40 は、受人が農地を購入するものです。現地ですが、畑としてきれいに管理されています。受人は農作業歴 2 年で農業修学歴 3 年です。耕運機を購入予定で、購入する農地は自宅裏で、主に自家野菜を作付けする予定です。 羽 41 は、受人が農地を購入するものです。現地ですが、内 1 筆は柿畑として、他は現況地目通りきれいに管理されています。受人は農作業歴 15 年で、認定農業者になっております。自作地も多く保有し、経営農地もきれいに管理されています。 羽 42 は、受人が農地を購入するものです。現地ですが、畑としてきれいに管理されています。受人は羽 39 と同様です。 羽 43・44 は、受人が農地を購入するものです。現地ですが、樹園地としてきれいに管理されています。受人は羽 39 と同様です。 羽 45 は、受人が借りている農地を購入するものです。現地ですが、田としてきれいに管理されています。受人は農作業歴 20 年で認定農業者にもなっております。自作地も多く保有し、経営農地もきれいに管理されています。 羽 46 は、借人が農地を賃貸借で借り受けるものです。現地ですが、田としてきれいに管理されています。昨年まで借人が集積の相対で借りていましたが、この度、3 条で更新契約をするものです。借人は農作業歴 46 年のベテランで、認定農業者にもなっております。自作地も多く保有し、経営農地もきれいに管理されています。 羽 47 は、社会福祉法人月山福祉会さんが農地を賃貸借で借り受けるものです。現地ですが、田としてきれいに管理されています。借人である社会福祉法人が常時雇用している人の農作業歴は 6 年以上で、経営農地もきれいに管理されています。 羽 48 は、借人が農地を使用貸借で借り受けるものです。現地ですが、田及び畑としてきれいに管理されています。借人は農作業歴 10 年で、自作地も多く保有し、経営農地もきれいに管理されています。 羽 49 は、借人が農地を使用貸借で借り受けるものです。現地ですが、田・畑及び樹園地としてきれいに管理されています。借人の農作業歴はあまりありませんが、祖父・父から引き継いだ農地を家族で協力して耕作していくと思います。祖父所有の農地を父が借りており、耕作を引き継ぎ農地はきれいに管理されています。 羽 50・51 は、株式会社四平さんが農地を賃貸借で借り受けるものです。現地ですが、田としてきれいに管理されています。借人の株式会社四平さんは認定農業者にもなっております。法人を立ち上げた方の父親が借りている農地を、今後借り受けていく予定をしています。 以上のすべて案件において、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たしていると判断しました。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》
議 長	こちらは 4 条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。13 番 若生 正人 推進委員。
13 番推進委員	推進委員 13 番 若生です。朝 2 について、3 月 11 日に委員と事務職員で確認したことを報告します。 今回の転用は、自家用車が増え現在の車庫では不足のため、車両格納施設としてカーポートを設置するものです。対象地は、農振農用地区域外の第 2 種農地ですが、地域計画区域内であったため、協議により除外しております。また、対象地は所有者の宅地に隣接し、自家野菜を植えている農地の一部ですが、作付けしていない部分を利用し、転用のために分筆しております。道路から近く、宅地と隣接している対象地は転用目的から利便性が高く、代替地はないと判断しました。なお、隣接農地では水稻を作付けしていますが、設置箇所は宅地側であり、隣接農地まで十分な距離があること、またカーポートのため日照について特段問題がないことから、周辺の営農活動には支障がないと判断したことを報告します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明)《議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	5 条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。2 番 菅原 仁 委員。

2 番 委 員	2 番 菅原です。羽 5 について、3 月 10 日に金野委員と私と事務局 2 名で、航空写真で確認をしました。 使用貸借を行う 2 人は親子であり、借人が地元の新築一戸建てを計画しておりますが、父親の所有地を建築地として希望しているものです。集落の中にあ り、周辺農地への影響も少ないことから、許可しても問題ないと判断しまし た。以上です。
	11 番 富樫 初 推進委員。
11 番推進委員	推進委員 11 番 富樫です。櫛 5 につきまして、2 月 27 日に、私と鈴木委員と事務局 2 名で、積雪のため航空写真等の資料により現地調査した結果、砂利採取のための一時転用であり、特に問題ないと判断しましたので報告します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について》
議 長	審議に入る前に、今の案件の中で、調整委員会で質問があった内容について、事務局から説明をしてもらいます。
事 務 局	第 21 回の農用地利用調整会議で質問がありましたので、その件について回答させていただきます。 機羽 224・225・227 の借受人の単価 0 円の農地 33 筆について質問がありました。0 円になった理由としましては、前耕作者が畑地化促進事業に申請して該当となった農地で、水稻作付けができない農地であるため、単価を 0 円としました。 続いて、耕変羽 40 についてですが、本社を福岡県に置いている借人は、今三川町の方で耕作していますが、令和 8 年作から羽黒地域の方で耕作が行われます。ただ、貸借の話がまとまったのが最近のため、今年は主食用米の耕作を予定しているとのこと。令和 9 年作以降については、動向を見ながら輸出用米に取り組むことを考えているとのことでした。以上です。
議 長	それでは審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定については、原案通り決しました。 以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第28回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午後 2:05

	議長 <u>石井 光明</u> 議事録署名委員 <u>金野 匡良</u> 議事録署名委員 <u>菅原 仁</u>
--	---